

令和3年度
財政援助団体等監査報告書

世田谷区監査委員

3世監第135号
令和4年3月31日

世田谷区議会議長様
世田谷区長様

世田谷区監査委員	田中文子
同	中根秀樹
同	上島義盛
同	河村みどり

令和3年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第5項及び第7項に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、同法第199条の2の規定により、河村みどり監査委員は、世田谷区土地開発公社の監査については除斥されました。

目次

第1	監査の概要	1
1	監査の対象等	1
2	監査の範囲	3
3	実施期間	3
4	実施方法	3
5	着眼点	3
第2	監査の結果	6
1	総括意見	6
2	団体別の監査結果	8
	公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団	9
	公益財団法人世田谷区保健センター	14
	世田谷区土地開発公社	20
	株式会社世田谷サービス公社	23
	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	28
	世田谷区商店街振興組合連合会	34
	社会福祉法人南東北福祉事業団	36
	株式会社J A東京中央セレモニーセンター	38
	株式会社リパティヒル	40
	株式会社東急コミュニティー	42

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査については、世田谷区監査基準（令和2年2月13日監査委員決定）に基づき、実施した。

第1 監査の概要

1 監査の対象等

区が出資や出えんを行っている団体（以下「出資団体」という。）、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っているもの（以下「補助団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている指定管理者（以下「指定管理者」という。）のいずれかに該当するもののうち、令和3年度は次の10団体及び担当所管部（課）を監査の対象とした。

注：補助の額は令和2年度決算額である。単位未満を四捨五入した。

注：指定管理者の指定期間は、令和2年度及び令和3年度に係る指定期間を記載した。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 5億円	スポーツ推進部 （スポーツ推進課、 スポーツ施設課）
補助団体	補助金 2億158万円	
指定管理者	監査対象とした施設：大蔵運動場 指定期間：平成29年4月から令和4年3月まで	

公益財団法人世田谷区保健センター

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 4億円	保健福祉政策部 （保健医療福祉推進 課）
補助団体	補助金 1億846万円	
指定管理者	監査対象とした施設：保健センター 指定期間：平成31年4月から令和6年3月まで	

世田谷区土地開発公社

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出えん金 500万円	財務部 （用地課）
補助団体	負担金 135万円	
	貸付金 31億8,614万円	

注：債務保証も監査対象に含む。

株式会社世田谷サービス公社

区分	内容	担当所管部（課）
出資団体	出資金 4億円 (出資比率 89.89%)	政策経営部 (政策企画課)
指定管理者	監査対象とした施設：砧区民会館 指定期間：平成31年4月から令和6年3月まで	砧総合支所 (地域振興課)

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 4億97万円	保健福祉政策部 (生活福祉課)

世田谷区商店街振興組合連合会

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 1億6,655万円	経済産業部 (商業課)

社会福祉法人南東北福祉事業団

区分	内容	担当所管部（課）
補助団体	補助金 1億4,113万円	障害福祉部 (障害者地域生活課、 障害保健福祉課)

株式会社 J A 東京中央セレモニーセンター

区分	内容	担当所管部（課）
指定管理者	監査対象とした施設：区民斎場みどり会館 指定期間：平成28年4月から令和3年3月まで 令和3年4月から令和8年3月まで	烏山総合支所 (地域振興課)

株式会社リパティヒル

区分	内容	担当所管部（課）
指定管理者	監査対象とした施設：北烏山地区体育室 指定期間：平成28年4月から令和3年3月まで 令和3年4月から令和8年3月まで	スポーツ推進部 (スポーツ施設課)

株式会社東急コミュニティー

区分	内容	担当所管部（課）
指定管理者	監査対象とした施設：特定公共賃貸住宅 ファミリー住宅 指定期間：平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月まで	都市整備政策部 （住宅管理課）

2 監査の範囲

令和 2 年度及び令和 3 年度監査実施日までの財政的援助等に係る出納その他の事務とした。

3 実施期間

監査は、令和 3 年 10 月から令和 4 年 1 月までの間に実施した。

4 実施方法

(1) 監査委員による監査

監査資料に基づき、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取等を行った。

(2) 事務局による監査

監査資料に基づき、出資目的に沿った事業運営や補助金、指定管理料等の事務処理が適正に行われているかを帳簿等と照合、確認するほか、監査対象団体及び区の担当所管部から事情聴取を行った。

(3) 公認会計士による会計書類調査

次の団体については、公認会計士による会計書類調査を行った。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

公益財団法人世田谷区保健センター

株式会社世田谷サービス公社

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

株式会社 J A 東京中央セレモニーセンター

株式会社リバティヒル

株式会社東急コミュニティー

5 着眼点

区から支出された公金が、監査対象団体を通じて適正に執行、運用されているかを中心に、次の着眼点に基づき実施した。

また、新型コロナウイルス感染症による影響についても検証した。

(1) 出資団体

出資や出えん(以下「出資等」という。)の目的に沿って団体が適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかに着目して監査を実施した。

また、経営の改善・効率化や、団体のガバナンスにも着目して監査を実施した。

団体

ア 事業運営は、出資等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

イ 経理規程等、諸規程は整備されているか。

ウ 財務諸表等は法令等に準拠して作成され、財務諸表等に財政状況が適正に表示されているか。

エ 事業運営及び財政状況は良好か。

オ 会計経理及び財産管理は適切か。

担当所管部

ア 出資等の財政的援助の目的、内容及び出資金額が公益上の必要性からみて妥当か。

イ 団体の事業運営及び財政状況を十分把握し、適切な指導監督が行われているか。

(2) 補助団体

補助金等の対象となっている事業(以下「補助対象事業」という。)が、目的に沿って適正かつ効果的に実施されているかに着目して監査を実施した。

団体

ア 補助対象事業は、計画及び交付条件に従って執行され、十分効果があげられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。

イ 補助金等に係る収支の会計経理、財産管理は適正に行われているか。

ウ 補助金等に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。

エ 補助金等の報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。

オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

担当所管部

ア 補助金等の財政的援助の目的、内容は明確か。また、公益上の必要性からみて妥当か。

イ 補助金等の申請・交付手続等は適正か。

ウ 補助対象事業の履行及び補助金等の効果の確認は、実績報告書等により行われ、適切に審査されているか。

エ 補助団体への指導監督は適切に行われているか。

(3) 指定管理者

公の施設の管理に係る業務が、その目的に沿って適正に執行されているかに着眼して監査を実施した。

指定管理者

- ア 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に執行されているか。
- ウ 指定管理業務の報告は、適時適切に行われているか。また、管理業務の収支状況等は明確になっているか。
- エ 公の施設の設置目的の達成のため、指定管理者のノウハウを活かした住民サービスの向上に努めているか。
- オ 利用料金制を採用している場合は、利用料金の設定や徴収等は適正に行われているか。
- カ 公の施設の管理に係る会計経理は、他の事業の会計と明確に区分され、適正に管理されているか。
- キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- ケ 自主事業は適切に行われているか。また、自主事業の収支状況は明確になっているか。

担当所管部

- ア 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- イ 事故等のリスクの軽減や事故等の発生時の危機管理体制が構築されているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正に行われているか。
- エ 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- オ 指定管理者の自主事業の実施状況や収支状況は把握されているか。
- カ 指定管理者に対し、指定管理業務又は経理の状況について適時適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第2 監査の結果

1 総括意見

令和3年度財政援助団体等監査の結果、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。ただし、是正や改善を求める事項又は固有の課題等が認められた団体については、その旨を監査結果に記載した。

また、今回の監査全体を通して、引き続き適正な事務の執行等に資するため特に留意されるべき事項や要望事項等について、次のとおり述べる。

(1) 外郭団体の経営について

出資団体をはじめとする外郭団体は、その自立した経営の下、公益性と専門性を活かした区民サービスの向上と、より一層の効率的・効果的な経営体制を確立していく必要がある。また、外郭団体を取り巻く環境が大きく変化している中で、担うべき役割や事業の意義を継続して見直していくことも求められる。そのためにも、外郭団体におけるコンプライアンス向上などガバナンス機能の一層の強化及び職員のマネジメント力強化とスキル向上は欠かせないものである。

このような状況下で、今回の監査では、財務諸表等作成上のミスや財務規程と実際の運用との齟齬、また、法人税法で定められた会計帳簿の備え置きの不備などが見られた。各外郭団体においては、関係法令等の趣旨を十分に踏まえ、適切な会計経理を行われない。

なお、新型コロナウイルス感染症による事業実施への影響は多大なものがあったと思われるが、各外郭団体においては、万全な感染防止策を講じ、創意工夫を図りながら事業を行うなど、経営努力を地道に行っていることを評価する。

令和4年度からは、2年間の計画期間とする「世田谷区未来つながるプラン（実施計画）」において、外郭団体改革基本方針に基づき更なる改革に取り組むとしている。各外郭団体においては、社会状況の変化を見極めながら、不断に改革を推進されたい。また、担当所管部においても、引き続き適切な指導・調整に一層努められたい。

(2) 補助金の適正な執行について

区の補助金は、地方自治法第232条の2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、補助金の交付決定に際しては、客観的にみて公益上の必要性が認められるかどうかを判断しなければならない。また、関係法令や世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）及び各補助金交付要綱等の手続上の規程に則り、補助金の交付の申請、決定その他補助金に係る一連の事務が適正に行われてい

る必要がある。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・ 補助対象事業経費の算定方法を誤っていた。
- ・ 補助対象事業経費の総額を本来の金額より少ない額で申請していた。
- ・ 補助金交付申請が期限を過ぎていた。
- ・ 補助金交付申請書等で、決裁印及び記載漏れ、誤記があった。
- ・ 補助対象事業の収支の確認が十分に行われていなかった。
- ・ 補助対象事業の実施内容が補助金の交付基準を満たしていることを実績報告書で確認していたが、確認に必要な資料が不足していた。

世田谷区補助金交付規則において、補助金の交付申請があったときは、補助対象事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、補助対象事業経費の積算等、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査したうえで、交付の可否を決定することになっている。担当所管部においては、同一団体に継続して補助を行っている場合も含めて各補助金交付要綱等の規定を今一度確認するとともに、補助団体への指導監督を適切に行われたい。併せて、補助金交付事務のチェック体制を強化するとともに、各補助金交付要綱等について必要な見直しを行うなど、補助団体と担当所管部の双方にとってわかりやすい制度や手続きの構築に努められたい。

また、補助団体から必要かつ十分な実績報告を提出させ、補助金が区民から徴収された税金その他貴重な財源でまかなわれていることに留意し、区民への説明責任を果たせるよう、引き続き適正な事務執行に努められたい。

(3) 指定管理者制度の効果的な運用について

地方自治法第244条の2の規定に基づく「公の施設の指定管理者」の制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、住民サービスの向上・経費の節減等を図っていくことで、施設の設置目的を効果的に達成しようとするものである。このような観点から、区は、指定管理者からの適正な事業報告を受けるとともに、区と指定管理者との間の協定や業務に関する仕様書の作成及び業務執行に伴う指示等を適切に行う必要がある。

しかし、今回の監査において、次のような事例が見受けられた。

- ・ 区に提出した事業報告の財務数値が実績値と整合していなかった。
- ・ 年度協定書で求めている業務担当者等の報告が一部されていない。
- ・ 報告書の提出日や提出書類等について、年度協定書の仕様内容と実務が乖離していた。

- ・基本協定書の管理施設に関する記載に誤りがあった。
- ・月次報告書類の中に、再委託先として、あらかじめ区から承認を受けていない事業者が作成した作業完了確認書が付いていた。
- ・再委託の履行確認から請求までの事務処理に不備があった。
- ・「物品の貸付に関する特記事項」に誤記があり、物品貸付において、年度協定書の仕様と実態が相違していた。
- ・年度途中で寄贈を受けた什器類を区は指定管理者に貸し付けているが、貸付の手続きが完了しないまま使用させていた。
- ・協定書の貸付物品一覧表に記載されている備品について、現在は貸し付けていない備品が掲載され、新たに貸し付けた備品が掲載されていなかった。
- ・月末の収入現金が普通預金に入金されるまでは簿外現金となっており、決算期末についても同様の取扱いであった。
- ・収支報告書の内容で、指定管理者の経理規程に定める配賦基準に沿っていない部分があった。
- ・指定管理施設において、利用者が氏名や連絡先等の個人情報を記載する利用簿が、他の記入者の欄が見られる状態で受付に置かれていた。

担当所管部においては、改めて、指定管理者と共に協定書及び仕様書の内容を確認し、業務実態の適切な把握と、必要性・効率性の観点からの業務改善に努められたい。また、指定管理者に協定書及び仕様書の規定の意義・内容を十分に理解させ、正確・適正な業務執行にあたるよう指導・調整を行われたい。

また、引き続き指定管理業務の収支状況や苦情・事故の状況等の把握に努め、施設サービスの向上と安全管理につなげられたい。

2 団体別の監査結果

令和3年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次頁以降に示す。なお、団体の名称及び所在地は監査実施日現在で記載し、団体の決算状況や公の施設の管理に係る収支状況において、マイナスの数値は「」で記載した。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月21日

実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である大蔵運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和3年12月2日、9日、15日

実施内容 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である大蔵運動場の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月17日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区大蔵四丁目6番1号

設立年月日

平成11年2月1日

(平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行)

設立目的

世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与する。

組織(令和3年9月30日現在)

理事会 11人(理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事8人)

監事 2人

評議員会 12人

事務局 57人(常勤49人、非常勤8人)

事務局長(常務理事兼務) 1人

管理課 21人

施設課 35人

主な事業内容

ア 区からの受託事業

(ア) 区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業

区から委託されたスポーツ・レクリエーション事業を実施し、区民に対し、より一層のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図っている。

(イ) 区から受託する社会体育施設の管理及び運営

総合運動場(大蔵運動場、二子玉川緑地運動場)、大蔵第二運動場、千歳温水プール、区立小・中学校スポーツ開放施設等の区内社会体育施設について、効率的・効果的に管理運営することにより、利用者へのサービス向上を図り、広く区民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っている。

イ 自主事業

(ア) スポーツ及びレクリエーション振興事業

子どもから高齢者・障害者・外国人まで、個々のレベルにあったスポーツ教室、競技大会等の各種事業を展開し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図っている。

(イ) スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業

区民スポーツまつり、元旦あるこう会等、子どもから高齢者・障害者・外国人まで、気軽に親しむことができる各種事業を実施し、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発を行うとともに、活動できる環境の整備を図っている。

(ウ) スポーツ及びレクリエーション団体育成事業

総合型地域スポーツ・文化クラブ育成、地域活動団体支援等の事業を通じ、区内のスポーツ・レクリエーション団体を支援し、地域における区民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図っている。

令和2年度決算状況（令和元年度決算状況）

単位：円

科目	令和2年度	令和元年度
一般正味財産増減の部		
(A) 経常収益計	2,120,560,396	2,236,533,375
(B) 経常費用計	2,101,128,008	2,258,462,380
(C) 当期経常増減額 (A) - (B)	19,432,388	21,929,005
(D) 経常外収益計	301,525	3,153,740
(E) 経常外費用計	0	0
(F) 当期経常外増減額 (D) - (E)	301,525	3,153,740
(G) 税引前当期一般正味財産増減額 (C) + (F)	19,733,913	18,775,265
(H) 法人税、都民税及び事業税	1,258,800	1,727,200
(I) 当期一般正味財産増減額 (G) - (H)	18,475,113	20,502,465
(J) 一般正味財産期首残高	416,356,308	436,858,773
(K) 一般正味財産期末残高 (I) + (J)	434,831,421	416,356,308
指定正味財産増減の部		
(L) 当期指定正味財産増減額	0	3,153,740
(M) 指定正味財産期首残高	511,695,703	514,849,443
(N) 指定正味財産期末残高 (L) + (M)	511,695,703	511,695,703
正味財産期末残高		

(O) 正味財産期末残高 (K) + (N)	946,527,124	928,052,011
---------------------------	-------------	-------------

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、平成11年2月の財団法人設立に当たり、基本財産5億円の全額を出せんしている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

補助金

区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団に対する補助金		
スポーツ及びレクリエーション振興事業	350,316,232	151,002,972
スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業	42,509,747	39,642,252
スポーツ及びレクリエーション団体育成事業	10,169,118	10,169,118
その他財団の目的を達成するために必要な事業	21,623,644	770,343
合計	424,618,741	201,584,685

公の施設の管理

区は、総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについて、総合運動場及び大蔵第二運動場は平成29年度から令和3年度まで、千歳温水プールは令和元年度から令和5年度まで、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。なお、総合運動場及び大蔵第二運動場は令和4年度から令和8年度までについても、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団を指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、合計6億6,019万3,800円となっている。そのうち、今回監査対象とした大蔵運動場（世田谷区大蔵四丁目6番1号）を含む総合運動場の指定管理料は4億5,198万5,800円である。

また、総合運動場、大蔵第二運動場及び千歳温水プールについては、利用料金制を導入している。令和2年度の利用料金収入の合計は7億3,869万1,370円で、そのうち、総合運動場の利用料金収入は2億765万1,340円である。

総合運動場（大蔵運動場、二子玉川緑地運動場）の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	451,985,800	施設管理運営費 (うち人件費)	642,410,638 (104,736,000)
利用料金収入	207,651,340		
合計	659,637,140	合計	642,410,638
		収支差額	17,226,502

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である大蔵運動場の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。なお、大蔵運動場内の樹木剪定委託契約で、剪定数を記載していない完了届を受領するなど履行確認、検査行為が不十分な事例が見受けられた。履行確認から請求を受けるまでの事務処理を検証し、誤りや事故が起きにくい体制を構築されたい。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団は、今後とも専門性を最大限に発揮して「生涯スポーツ社会」の実現に向けて取り組むとともに、令和3年度に実施された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の関連業務での経験を踏まえ、東京2020大会のレガシーを継承しつつ、担当所管部と連携した障害者のスポーツ参加の普及推進をはじめとする、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及振興に努められたい。また、大蔵運動場と大蔵第二運動場の一体的な施設管理により、区民の利便性の向上や事務の簡素化で成果をあげていることを評価する。引き続き利用者の声に耳を傾け、更なる取組みを行っていくことを期待する。

公益財団法人世田谷区保健センター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月14日

実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和3年12月8日、15日

実施内容 公益財団法人世田谷区保健センター並びに同財団及び今回監査対象とした公の施設である保健センターの担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月24日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した公益財団法人世田谷区保健センターの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区松原六丁目 37 番 10 号

設立年月日

昭和 51 年 10 月 12 日

(平成 23 年 2 月 4 日に財団法人から公益財団法人へ移行)

設立目的

世田谷区民の健康の保持増進、また心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する。

組織 (令和 3 年 9 月 30 日現在)

理事会 11 人 (理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 9 人)

監事 2 人

評議員会 11 人

事務局 140 人 (常勤 80 人、非常勤 52 人、臨時 8 人)

事務局長 (常務理事兼務) 1 人

所長 1 人

管理課 11 人

医務課 91 人

専門相談課 36 人

主な事業内容

ア 保健センターの維持管理運営

指定管理者として、保健センターの医療設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行っている。

イ がん対策事業

(ア) がん検診受付センター

区の胃・乳・大腸・子宮・肺の各がん検診全般の総合的窓口を開設し、受付業務等を行っている。

(イ) 胃がん検診及び乳がん検診

胃がん検診 (40 歳以上の区民を対象とするエックス線撮影法による検診及び 50 歳以上の区民を対象とする内視鏡による検診) と乳がん検診 (40 歳以上の女性の区民を対象とする視触診及びマンモグラフィによる検診) を実施している。

(ウ) がん検診等精度管理

区が実施する5つの対策型がん検診(胃・乳・大腸・子宮・肺)及び胃がんリスク(ABC)検査の精度管理を実施している。

(エ) がん相談

在宅療養中のがん患者及びその家族等の支援を目的として、対面相談及び電話相談を行っている。がん情報コーナーと、予約不要の一次相談窓口を開設している。また、治療と就労の両立支援として就労相談を実施している。

ウ 健康増進事業

18歳以上の区民を対象として健康度測定を実施し、栄養・運動・休養の観点から助言、指導を行うとともに、各種健康増進指導(講座・教室)を実施している。また、運動指導員等の専門職員の派遣による地域での健康づくり支援や、健康体操等を指導することができるリーダーの養成・活動支援等を行っている。

エ 健康教育事業

講演会や健康教室を開催し、健康に関する相談や指導を行うとともに、健康情報紙「げんき人」を発行している。また、区からの委託により、特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

オ 障害者相談支援事業

(ア) 障害者専門相談

障害のある方の医療や障害に関する多様な相談への対応や必要な情報提供等を行っている。また、障害者施設等へ専門職員を派遣し、支援技術向上のための指導・助言を行っている。

(イ) 乳幼児育成相談

乳幼児の発達・発育に関する相談と専門評価を行い、個々の相談ケースに応じた社会資源の情報提供や適切な支援へのつなぎ等を行っている。また、母子保健事業や障害児福祉施設等へ専門職員を派遣し、障害特性の理解や環境調整等について指導・助言等を行っている。

(ウ) 高次脳機能障害相談支援

高次脳機能障害に関する相談支援を行うとともに、支援者養成のための人材育成事業等を行っている。

(エ) こころの健康支援事業

こころの健康に関して、平日夜間・休日の電話相談を実施している。

カ 保険診療等による検査事業

地域医療を後方支援するため、医療機関から依頼を受け、保険診療による各種精密検査（胃、大腸、乳房、子宮、一般精密、心臓）を行っている。

キ 検体検査事業

子宮がん検診（細胞診検査）及び大腸がん検診（便潜血検査）の判定業務等を行っている。

ク 財団料金規程等による事業

公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業として、企業健診・個人健診等を行っている。

ケ その他の技術提供事業

（ア）住宅改造アドバイザー

自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者宅を訪問し、住宅の改修相談に応じる理学療法士等を派遣している。

（イ）福祉施設等技術支援

障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行っている。

令和2年度決算状況（令和元年度決算状況）

単位：円

科目	令和2年度	令和元年度
一般正味財産増減の部		
（A）経常収益計	1,193,755,601	1,200,647,702
（B）経常費用計	1,204,497,780	1,186,020,842
（C）当期経常増減額 （A）-（B）	10,742,179	14,626,860
（D）経常外収益計	0	0
（E）経常外費用計	0	0
（F）当期経常外増減額 （D）-（E）	0	0
（G）税引前当期一般正味財産増減額 （C）+（F）	10,742,179	14,626,860
（H）法人税等	958,600	3,647,700
（I）当期一般正味財産増減額 （G）-（H）	11,700,779	10,979,160

(J) 一般正味財産期首残高	224,080,507	213,101,347
(K) 一般正味財産期末残高 (I) + (J)	212,379,728	224,080,507
指定正味財産増減の部		
(L) 指定正味財産期首残高	400,000,000	400,000,000
(M) 指定正味財産期末残高	400,000,000	400,000,000
正味財産期末残高		
(N) 正味財産期末残高 (K) + (M)	612,379,728	624,080,507

注：決算状況は、正味財産増減計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、昭和51年10月の財団法人設立に当たり、基本財産1,000万円を出えんした。その後、昭和61年度に2,000万円、平成2年度に2億7,000万円、平成3年度に1億円を出えんし、基本財産は合計4億円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

補助金

区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
公益財団法人世田谷区保健センターに対する補助金		
公益財団法人世田谷区保健センターの運営に関する事務 財団の運営に係る経費	61,305,247	9,692,479
精密検査等の医療事業に関する事務 保険診療等検査事業、検体検査事業に係る経費	321,998,893	98,769,437
合計	383,304,140	108,461,916

公の施設の管理

区は、保健センター（世田谷区松原六丁目37番10号）について、令和元年度から令和5年度まで、公益財団法人世田谷区保健センターを指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、合計8億7,567万9,200円となっている。

保健センターの令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	875,679,200	施設管理運営費 (うち人件費)	845,690,276 (566,184,907)
合計	875,679,200	合計	845,690,276
		収支差額	29,988,924

3 監査の結果

公益財団法人世田谷区保健センターにおいて、出資等の目的に沿った適切な団体運営、適正かつ効果的な補助金執行及び監査対象とした公の施設である保健センターの適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、下記の「是正又は改善が必要な事項」を除き、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

保健センターには、保健医療福祉の拠点である「うめとぴあ」内の中心施設としての役割を果たすことが求められている。特に障害者（児）の相談支援事業では、専門評価に基づく相談支援とともに、区などの関係機関や「うめとぴあ」内外の支援機関との緊密な連携とネットワーク形成に取り組みたい。また、ノウハウの継承と発展を可能にする専門人材の育成にも努められたい。

【是正又は改善が必要な事項】

令和2年度の決算書において、貸借対照表の「現金預金」残高と、キャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」の期末残高が一致していなかった。また、税務上損金算入できない賞与引当金について加算調整をしていなかったため法人税、住民税及び事業税の申告・納付額が過少となっていた。再発防止策を検討し、正確な財務事務を行える仕組みを構築されたい。

世田谷区土地開発公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか、区が支出した負担金及び貸付金が適正かつ効果的に執行されているか並びに区が債務保証を行う事務が適正に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、監査を実施した。なお、事務局による世田谷区土地開発公社及び担当所管部である財務部への事情聴取は、令和3年12月10日に実施した。

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区土地開発公社の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所内

設立年月日

昭和46年5月19日

(財団法人世田谷区開発公社として設立。昭和49年8月19日に公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき世田谷区土地開発公社に組織変更)

設立目的

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地又は公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与する。

組織（令和3年9月30日現在）

理事会 9人（理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人）

監事 2人

評議員会 8人

事務局 39人

監事1人及び評議員を除き、区職員が兼務

主な事業内容

区の用地取得事業計画に基づく、道路、公園などの公有地先行取得事業及び区への譲渡事業を行っている。

令和2年度決算状況（令和元年度決算状況）

単位：円

科目	令和2年度	令和元年度
(A) 事業収益	11,703,510,263	8,219,368,167
(B) 事業原価	11,703,510,263	8,219,368,167
(C) 販売費及び一般管理費	1,276,831	739,817
(D) 事業損失	1,276,831	739,817
(E) 事業外収益	1,347,181	810,167
(F) 経常利益 (E) - (D)	70,350	70,350
(G) 特別利益	0	3,000,000
(H) 特別損失	0	1,146,208
(I) 税引前当期純利益 (F) + (G) - (H)	70,350	1,924,142
(J) 法人税等	70,000	70,000
(K) 当期純利益 (I) - (J)	350	1,854,142

注：決算状況は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、昭和46年5月の財団法人設立に当たり、基本財産100万円を出えんした。その後、組織変更の際に400万円を出えんし、基本財産は合計500万円となっている。基本財産に対する区の出資率は100%である。

負担金

区は、令和2年度に、事務費として負担金134万6,831円を支出した。

貸付金

区は、令和2年度に、用地取得のために協調融資銀行団から借り入れた事業資金の償還等に必要な資金として、貸付金31億8,614万705円を支出した。

債務保証

区は、公有地の拡大の推進に関する法律第25条に基づき、世田谷区土地開発公社が協調融資銀行団から借り入れる事業資金300億円及びその利子相当額を限度として、債務保証している。

3 監査の結果

世田谷区土地開発公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営、負担金、貸付金及び債務保証についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

世田谷区土地開発公社は、公共用地等の取得などを行うことで地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に重要な役割を担っている。今後とも適正にその事務を遂行し、区政に貢献することを期待する。

株式会社世田谷サービス公社

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

出資等の目的に沿って適切に団体が運営されているか及び公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、収支・事業計画書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月17日

実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である砧区民会館の担当所管部である砧総合支所への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和3年12月3日、8日、14日

実施内容 株式会社世田谷サービス公社及び担当所管部である政策経営部並びに今回監査対象とした公の施設である砧区民会館の担当所管部である砧総合支所への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月18日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社世田谷サービス公社の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区太子堂三丁目25番9号

設立年月日

昭和60年4月1日

(平成24年7月1日に株式会社エフエム世田谷と経営統合)

設立目的

世田谷区の地方公社として、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与する。

組織(令和3年9月30日現在)

取締役会 7人(代表取締役1人、取締役6人)

監査役 2人

総務部 18人

CSR推進室 1人

第一事業部 914人

第二事業部 24人

社員合計 957人(常勤99人、非常勤858人)

主な事業内容

ア 施設維持管理等事業

(ア) 公共施設の維持管理事業

総合支所(世田谷総合支所を除く)、まちづくりセンター、区民センター、地区会館、福祉作業所、世田谷美術館、世田谷文学館、民家園、教育会館、青少年交流施設、砧図書館、職員住宅、児童相談所等の維持管理を受託している。

(イ) 区政情報センター(コーナー)の運営(区役所ほか4総合支所)

区・都等刊行物の閲覧及び説明、有償刊行物の頒布、売上金の収納事務、コピーサービス等を行っている。

(ウ) 公園施設の維持管理事業

世田谷、羽根木、玉川野毛町の3公園での受付・案内及び使用料収納事務、駐車場管理、世田谷公園ミニS Lの運行業務、テニスコート・野球場管理等を行っている。

(エ) 区民農園の維持管理事業

ファミリー農園の18か所での農園巡回、利用状況確認、区画整理、共有部分の維持管理、利用者管理等を行っている。

(オ) 物販事業

世田谷公園売店の営業、郵券等の販売、雑貨販売等を行っている。

(カ) 特定建築物等定期調査・建築設備定期検査

受託している公共施設の維持管理業務とともに、又は単独で業務を受託して、施設全体の調査・検査を行っている。

(キ) 指定管理者事業

指定管理者として、世田谷区民会館別館、北沢区民会館ほか3施設の管理運営を行うとともに、様々な自主イベントを開催している。

イ 飲食事業

(ア) レストランの運営

「レストラン ル・ジャルダン」(世田谷美術館内)

(イ) 喫茶の運営

「セタピカフェ」(世田谷美術館内)、「さくらかふえ」(砧区民会館内)、「喫茶レスト(令和3年度に「コーヒーショップ ルソー弦巻」から改称)」(教育会館内)、「カフェ ストリーム(令和3年度より事業開始)」(玉川区民会館内)

ウ ICT支援事業

区公共システムの運用支援・オペレーション業務、区サポートセンター「世田谷サービスデスク」の運営等による区情報システム利用者支援業務、保健福祉総合情報システムの運用、保守事業、電子計算機入力データ作成等を行っている。

エ エフエム世田谷放送事業

コミュニティ放送局として、エフエム世田谷(周波数83.4メガヘルツ)の放送事業や、区と連携し地域に密着した生活・防災・災害情報の発信を行っている。

令和2年度決算状況(令和元年度決算状況)

ア 損益の状況

単位：千円

科目	令和2年度	令和元年度
(A) 売上高	4,056,801	3,896,644
(B) 売上原価	3,720,809	3,595,455
(C) 販売費及び一般管理費	296,597	244,466
(D) 営業利益 (A) - (B) - (C)	39,396	56,722
(E) 営業外収益	133,425	66,442
(F) 営業外費用	1,460	31,589
(G) 経常利益 (D) + (E) - (F)	171,360	91,575
(H) 特別利益	0	0

(I) 特別損失	0	0
(J) 税引前当期純利益 (G) + (H) - (I)	171,360	91,575
(K) 法人税等	52,728	30,348
(L) 当期純利益 (J) - (K)	118,632	61,227

注：決算状況（損益の状況）は、損益計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

イ 株主資本等変動（繰越利益剰余金の状況）

単位：千円

	令和2年度	令和元年度
(A) 当期首残高	3,361,471	3,344,744
(B) 剰余金の配当	44,500	44,500
(C) 当期純利益	118,632	61,227
(D) 当期変動額 (B) + (C)	74,132	16,727
(E) 当期末残高 (A) + (D)	3,435,603	3,361,471

注：決算状況（繰越利益剰余金の状況）は、株主資本等変動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税抜方式による。

注：決算額は、単位未満を四捨五入した。

注：剰余金の配当は、前期の利益剰余金を原資とし、効力発生日を当期とする。

(3) 区の財政援助等

出資等

区は、昭和60年4月の株式会社設立に当たり、5,000万円を出資し、平成元年度に2億円を増資した。その後、株式会社世田谷サービス公社は平成3年度から平成5年度までに各年度5,000万円ずつ公社利益金の資本組入れを行い、資本金は4億円となった。

また、平成8年2月には民間資本導入により、4,500万円が増資され、現在の資本金総額は4億4,500万円となっている。

区は、発行済株式の総数8,900株のうち8,000株を有し、議決権比率は89.89%である。

公の施設の管理

区は、北沢区民会館について、平成30年度から令和4年度まで、世田谷区民会館別館「三茶しゃれなあとホール」及び北沢区民会館別館「梅丘パークホール」について、平成28年度から令和2年度まで及び令和3年度から令和7年度まで、砧区民会館について、令和元年度から令和5年度まで、玉川区民会館について、令和2年7月から令和6年度まで、株式会社世田谷サービス公社を指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、合計7,111万5,165円となっている。そのうち、今回監査対象とした砧区民会館（世田谷区成城六丁目2番1号）の指定管理料は2,553万7,802円である。

また、北沢区民会館、砧区民会館、玉川区民会館については、利用料金制を導入している。令和2年度の利用料金収入の合計は4,507万4,518円で、そのうち、砧区民会館の利用料金収入は1,183万9,009円である。

砧区民会館の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	25,537,802	人件費	53,115,205
利用料金収入	11,839,009	施設維持管理経費	9,422,857
自主事業収入	225,818	自主事業経費	156,519
その他の収入	18,530,890	その他の支出	1,339,023
合計	56,133,519	合計	64,033,604
		収支差額	7,900,085

注：収支状況の金額は税抜きで記載した。

3 監査の結果

株式会社世田谷サービス公社において、出資等の目的に沿った適切な団体運営及び監査対象とした公の施設である砧区民会館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、それぞれ概ね適正に行われていると認められた。

株式会社世田谷サービス公社は、世田谷区の地方公社として、災害対策、障害者等の雇用、地域コミュニティの醸成への取組みにおいて、率先して重要な役割を果たしている。今後も施設管理のノウハウを活かし、区の災害担当部署との緊密な連携による災害対策に取り組むとともに、障害者雇用における持続可能性確保など、地域に貢献する公社としての役割を果たすよう努められたい。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

事業報告書・決算書、事業計画書・予算書等の関係資料の審査を行うとともに、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月20日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取

事務局による監査

実施日 令和3年12月13日、17日

実施内容 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び担当所管部である保健福祉政策部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月15日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区成城六丁目3番10号

設立年月日

昭和61年10月1日

設立目的

世田谷区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

組織（令和3年9月30日現在）

理事会 24人（会長1人、副会長5人、常務理事1人、理事17人）

監事 3人

評議員会 64人

事務局 204人（常勤79人、非常勤89人、臨時36人）

事務局長（常務理事兼務） 1人

事務局次長（権利擁護支援課長兼務） 1人

総務課 16人

地域福祉課 39人

連携推進課 5人

地域社協課 88人

権利擁護支援課 22人

自立生活支援課 32人

主な事業内容

ア 法人運営事業

（ア）組織運営事業

平成30年度に策定した「世田谷区社会福祉協議会経営改革計画」に基づき、「財政収支の改善」、「人材育成」、「事業・組織の見直し」を3本の柱とする社協改革に取り組んでいる。

（イ）企画研究・広報事業

事業や活動が広く区民に理解されるよう、広報紙、ホームページ及びSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）など多様な媒体を活用して積極的な広報に努めている。

イ 地域福祉事業

（ア）地区社協活動支援事業

まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターと連携し、「身近な福祉の相談窓口」やアウトリーチにより住民の困りごとを受け止め、関係機関等との連携により課題の解決を図っている。

福祉活動の担い手の育成や活動の場の確保等の取組みを通じて、地域の活動団体や福祉施設・事業所や福祉関係NPO団体等との協働による福祉のまちづくりや新たなサービスの創出に取り組んでいる。

区内に本部がある36の社会福祉法人で構成する世田谷区地域公益活動協議会の事務局機能を担い、社会福祉法人の地域貢献活動を推進している。

(イ) 地域社協活動事業

各地区社協の事業展開や区社協全体の取組みをはじめ、今日的な福祉課題や各種施策等に関する情報提供や意見交換等を行う地域社協福祉推進協議会の運営支援を行っている。

(ウ) 地域支えあい活動支援事業

ふれあい・いきいきサロン（高齢者や障害者、子育て中の方の交流等を目的とする活動）、支えあいミニデイ（会食等を中心に高齢者の介護予防を目的とする活動）による仲間づくりの支援や子ども食堂ネットワーク事業（食の支援を必要とする子どもや家族に定期的な食事と安心な居場所を提供している子ども食堂の運営支援）、せたがやはいかいSOSネットワーク（携帯電話等のメールの活用や商店会との連携による認知症等の高齢者等の早期発見・早期保護）等を行い、住民相互の支えあい、見守りの推進に取り組んでいる。また、地域福祉推進大会の開催、地域・地区における交流・啓発、地域活動拠点の管理等を行っている。

(エ) 福祉活動団体助成事業

地域福祉の推進を目的として活動する団体等に、事業費の一部を支援して福祉活動の促進を図っている。

(オ) 地域福祉人材育成事業

地域における住民相互の支援活動を推進するため、地区サポーターへの登録、福祉学習の実施、地区活動入門講座の開催等を通じて地域福祉活動の新たな人材の確保・育成に取り組んでいる。

(カ) 日常生活支援事業

福祉的支援が必要な高齢者、障害者、産前産後等子育て中の親等に対し、安心して生活ができるよう、住民同士の支えあいによる家事支援・生活支援・外出支援などの日常生活支援サービスを提供している。

(キ) 子育て支援事業

住民同士の支えあいによる子育て支援を行う世田谷区ファミリー・サポート・センター事業等を区から受託している。

(ク) 障害者支援事業

障害者の自立及び社会参加を促進するため、福祉喫茶（3店舗）を運営している。福祉喫茶では、一般就労を目指す障害者が援助者の支援を受けながら保護的就労事業の一環として就労している。

(ケ) 歳末たすけあい運動事業

共同募金の一環として、町会総連合会、民生委員・児童委員協議会、赤十字奉仕団、地区社会福祉協議会、世田谷区等の協力による募金活動を行い、支援を要する世帯、要介護高齢者等を介護する世帯等への見舞金や地域支えあい活動に活用している。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対して、自立相談支援や家計相談等を行う生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の運営を行っている。また、住居確保給付金及び受験生チャレンジ支援貸付等の受付業務並びに生活困窮の子どもへの学習支援事業等を行っている。

東京都社会福祉協議会の受託事業として、低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯の生活安定と経済的自立に向けた支援（生活福祉資金等貸付事務事業）を行っている。

エ 貸付金等事業

一時的な困窮状態にある住民に対して貸付を行うとともに、緊急一時的な場合は資金を給付している。

オ 成年後見推進事業

(ア) あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

高齢や障害等により判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援している。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

区からの受託により成年後見センターにおいて、相談や利用支援、情報提供、弁護士専門相談、区民成年後見人の養成研修等を実施し、区民の成年後見制度の利用を支援している。

(ウ) 法人による成年後見事業

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が法人として後見人となり法人後見、任意後見を受任している。また、セミナーや老い支度講座等を開催し、各種制度などの啓発に取り組んでいる。

令和2年度決算状況（令和元年度決算状況）

単位：円

科目	令和2年度	令和元年度
(A) サービス活動収益計	1,296,401,350	1,131,268,193
(B) サービス活動費用計	1,234,096,223	1,125,060,952
(C) サービス活動増減差額 (A) - (B)	62,305,127	6,207,241
(D) サービス活動外増減差額	1,800,512	2,017,661
(E) 特別増減差額	744,389	565,726
(F) 当期活動増減差額 (C) + (D) + (E)	63,361,250	7,659,176
(G) 前期繰越活動増減差額	206,957,120	177,755,418
(H) 当期末繰越活動増減差額 (F) + (G)	270,318,370	185,414,594
(I) その他の積立金取崩額	25,271,722	165,381,819
(J) その他の積立金積立額	73,464,885	143,839,293
(K) 次期繰越活動増減差額 (H) + (I) - (J)	222,125,207	206,957,120

注：決算状況は、事業活動計算書による。

注：消費税等の会計処理は、税込方式による。

(3) 区の財政援助等

区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 事業助成補助金		
法人運営事業 組織運営事業に係る人件費、事務費	279,272,476	69,891,000
地域福祉事業 地区社協活動支援事業、地域社協活動事業、地域支えあい活動支援事業等に係る人件費、事務費	368,313,046	268,433,260
支えあいミニデイ事業 支えあいミニデイ活動支援に係る助成金	1,359,500	1,359,500

地域安定支援事業 都（区）子供食堂推進補助金交付事業、食を通じた子ども支援ネットワーク事業に係る人件費、事業費、助成金	24,628,621	24,628,621
生活困窮者自立相談支援事業 生活福祉資金貸付事務事業に係る人件費、事務費	81,006,299	7,915,000
貸付金等事業 貸付金等事業に係る人件費	4,209,432	2,722,000
成年後見推進事業 福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度利用支援事業に係る人件費、事務費	70,723,725	26,023,620
合計	829,513,099	400,973,001

3 監査の結果

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会は、コロナ禍で急増した生活福祉資金特別貸付と住居確保給付金の申請受付に組織を挙げて対応するとともに、法人独自に日々の食事に困る相談者や新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対し、緊急的に食品を提供するなどして食の支援を拡充し、生活困窮者支援に尽力されたことを評価する。コロナ禍が続く中、今後も区民に身近な相談窓口として、地域の多様な福祉課題の解決に取り組み、地域福祉の向上に寄与されたい。また、世田谷区成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として、成年後見制度の普及啓発と利用促進への貢献に期待する。

世田谷区商店街振興組合連合会

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月21日

実施内容 世田谷区商店街振興組合連合会及び担当所管部である経済産業部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和3年11月2日、10日

実施内容 世田谷区商店街振興組合連合会及び担当所管部である経済産業部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した世田谷区商店街振興組合連合会の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区太子堂二丁目16番7号

沿革

昭和59年10月に商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく法人として設立された。会を直接又は間接に構成する者に必要な共同経済事業を行うとともに、会員のために必要な指導事業を行うことにより所属員の事業の健全な発展に寄与し、併せて公共の福祉の増進に資することを目的としている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和 2 年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
令和 2 年度世田谷区区内共通商品券普及 拡大事業補助金		
付加価値分	89,711,545	89,711,000
事務経費	34,880,157	17,096,000
世田谷区活力ある商店街育成事業補助金		
せたがや P a y 導入事業	55,500,000	46,183,000
せたがや P a y を活用した飲食店応援 キャンペーン	55,000,000	8,130,000
世田谷区産業団体等振興育成補助金	8,137,606	5,425,000
合計	243,229,308	166,545,000

3 監査の結果

世田谷区商店街振興組合連合会において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

令和 2 年度はコロナ禍の影響から、商店街の多くのイベントや事業が中止となった。また、東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期により、個人消費の拡大は実現できなかった。こうした中で、従来からの区内共通商品券に加えてキャッシュレスな地域通貨「せたがや P a y 」を導入したことを評価する。今後とも、世田谷区商店街振興組合連合会は、担当所管部と連携して商店街振興の各種事業の適正な執行に努められたい。

社会福祉法人南東北福祉事業団

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

区が支出した補助金が適正かつ効果的に執行されているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月18日

実施内容 社会福祉法人南東北福祉事業団及び担当所管部である障害福祉部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和3年11月10日、12月6日

実施内容 社会福祉法人南東北福祉事業団及び担当所管部である障害福祉部への事情聴取及び書類調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した社会福祉法人南東北福祉事業団の概要は、次のとおりである。

団体の所在地

福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3番地2

沿革

平成9年10月に社会福祉法人として設立認可され、平成31年4月に東京リハビリテーションセンター世田谷を開設した。福島県内を中心に介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の高齢者福祉事業や、障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の障害者支援事業を行っている。

(3) 区の財政援助等

区は、令和2年度に、次のとおり補助を行った。

単位：円

補助金の名称及び内容	補助対象事業費	補助金額
世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金		
障害者支援施設梅ヶ丘	601,686,354	97,518,000
児童支援事業所ぷらみんぼーと	246,953,602	42,806,800
世田谷区相談支援従事者及び児童発達支援施設等事業者支援事業補助金	804,545	804,545
合計	849,444,501	141,129,345

3 監査の結果

社会福祉法人南東北福祉事業団において、適正かつ効果的な補助金執行についての出納その他の事務の執行は、下記の「是正又は改善が必要な事項」を除き、概ね適正に行われていると認められた。

社会福祉法人南東北福祉事業団は、令和元年度に「うめとぴあ」に民間施設棟を開設して以来、障害者施設入所者の地域移行支援や専門職のアセスメントに基づく児童発達支援等の先駆的な事業に取り組んでいる。今後は、地域移行の更なる推進に向け、保健センターの障害者専門相談部門との連携を深めながら、そのノウハウを蓄積し、区内の障害者施設への情報発信や人材の活用等に活かされたい。また、担当所管部は、医療的ケア児・者についての国の動向等の情報収集を進め、同法人と連携しながら、適時適切に対応するよう努められたい。

【是正又は改善が必要な事項】

令和2年度の世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金について、補助金の実績報告に添付されていた収支計算書が法人全体のものであり、補助対象事業の収支の確認が十分に行われていなかった。また、補助金交付額に影響はなかったものの、補助対象事業経費の算定方法を誤り、実際よりも多い金額が経費として計上されていた。社会福祉法人南東北福祉事業団においては、経費等の正確な算定を行い、適切な実績報告を行われたい。また、担当所管部においては、実績報告等の様式を工夫するなどして、収支等の実績報告の確認と正確な算定が行える仕組みを構築されたい。

株式会社 J A 東京中央セレモニーセンター

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、区民斎場みどり会館（世田谷区北烏山五丁目1番5号）の管理運営に係る事業を対象に、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月24日

実施内容 株式会社 J A 東京中央セレモニーセンター及び今回監査対象とした公の施設である区民斎場みどり会館の担当所管部である烏山総合支所への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和3年11月12日、25日

実施内容 株式会社 J A 東京中央セレモニーセンター及び今回監査対象とした公の施設である区民斎場みどり会館の担当所管部である烏山総合支所への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月25日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社 J A 東京中央セレモニーセンターの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区北烏山三丁目5番6号

沿革

平成12年10月に設立され、冠婚葬祭の請負に関する業務、葬祭用具の賃貸業務及び葬祭関連用品の販売業務などを行っている。平成18年4月から区民斎場みどり会館の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、区民斎場みどり会館について、平成28年度から令和2年度まで及び令和3年度から令和7年度まで、株式会社J A東京中央セレモニーセンターを指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、0円である。

また、当施設は利用料金制を導入しており、令和2年度の利用料金収入は、19,054,600円である。

区民斎場みどり会館の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	0	人件費	16,030,000
利用料金収入	19,054,600	施設維持管理経費	8,639,000
		その他の支出	1,512,000
合計	19,054,600	合計	26,181,000
		収支差額	7,126,400

3 監査の結果

株式会社J A東京中央セレモニーセンターにおいて、監査対象とした公の施設である区民斎場みどり会館の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。なお、区に提出する事業報告の財務数値については、実績値と整合するよう改善を図られたい。

23区内では本施設と類似する区立斎場が本施設を含めて7区にあるが、その中で、本施設は最も利用率が高く、様々な運営上の工夫がなされていることを評価する。葬儀についての人々の意識が変化し、様式の簡略化による経営への影響も見込まれるが、コロナ禍での施設運営を経験したことなども踏まえて、株式会社J A東京中央セレモニーセンターは、引き続き低廉で良質なサービスを区民に提供できるよう取り組まれたい。

株式会社リバティヒル

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、北烏山地区体育室（世田谷区北烏山八丁目1番6号先及び北烏山二丁目3番先）の管理運営に係る事業を対象に、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月20日

実施内容 株式会社リバティヒル及び今回監査対象とした公の施設である北烏山地区体育室の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和3年11月11日、19日

実施内容 株式会社リバティヒル及び今回監査対象とした公の施設である北烏山地区体育室の担当所管部であるスポーツ推進部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月11日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社リバティヒルの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

目黒区自由が丘三丁目17番1号

沿革

平成7年6月に設立され、スポーツ施設の経営、公共施設の管理・運営等を行っている。平成18年4月から北烏山地区体育室の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、北烏山地区体育室について、平成28年度から令和2年度まで及び令和3年度から令和7年度まで、株式会社リバティヒルを指定管理者として指定している。

令和2年度の指定管理料は、1,750万円である。

北烏山地区体育室の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	17,500,000	人件費	8,001,931
自主事業収入	572,000	施設維持管理経費	6,692,041
		事務費	2,806,028
		自主事業支出	532,029
合計	18,072,000	合計	18,032,029
		収支差額	39,971

3 監査の結果

株式会社リバティヒルにおいて、監査対象とした公の施設である北烏山地区体育室の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社リバティヒルは、指定管理者として施設のPRをホームページなどで積極的に行うとともに、運動が苦手な子ども向けの事業に継続して取り組むなど、施設の魅力アップに貢献していることを評価する。今後とも地元から愛される魅力ある施設運営に努められたい。

株式会社東急コミュニティー

1 監査の目的及び範囲

(1) 監査の目的

公の施設の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、出納その他の事務の執行に関し監査を行い、もって、区政への信頼の確保に資することとした。

(2) 監査の範囲

監査の範囲は、特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅（玉川三丁目特定公共賃貸住宅（世田谷区玉川三丁目27番1号）ほか8団地）の管理運営に係る事業を対象に、令和2年度及び令和3年度監査実施日までの出納その他の事務とした。

2 監査の実施

(1) 実施日及び内容

団体から提出された資料に基づき、次のとおり監査を実施した。

監査委員による監査

実施日 令和4年1月24日

実施内容 株式会社東急コミュニティー及び今回監査対象とした公の施設である特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の担当所管部である都市整備政策部への事情聴取等

事務局による監査

実施日 令和3年11月16日、24日、12月16日

実施内容 株式会社東急コミュニティー及び今回監査対象とした公の施設である特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の担当所管部である都市整備政策部への事情聴取及び書類調査

公認会計士による会計書類調査

実施日 令和3年11月16日

実施内容 会計書類に基づく会計処理等の調査

(2) 団体の概要

監査の実施により確認した株式会社東急コミュニティーの概要は、次のとおりである。

団体の所在地

世田谷区用賀四丁目10番1号 世田谷ビジネススクエアタワー

沿革

昭和45年4月に設立され、マンション及びビル等建物・施設の管理運営、公営住宅管理運営、建物・設備の改修工事などを行っている。平成29年4月から区営住宅、特定公共賃貸住宅、ファミリー住宅及び高齢者借上げ集合住宅の指定管理者の指定を受け、管理運営業務を行っている。

(3) 公の施設の管理

区は、区営住宅、特定公共賃貸住宅、ファミリー住宅及び高齢者借上げ集合住宅について、平成29年度から令和3年度まで、株式会社東急コミュニティーを指定管理者として指定している。なお、令和4年度から令和8年度までについても、株式会社東急コミュニティーを指定管理者として指定している。

今回監査対象とした特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅を含む令和2年度の指定管理料は、3億110万2,060円である。

特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の令和2年度の収支状況

単位：円

収入		支出	
項目	金額	項目	金額
指定管理料	301,102,060	人件費	76,426,232
		施設維持管理経費	116,989,461
		修繕費	95,613,370
合計	301,102,060	合計	289,029,063
		収支差額	12,072,997

3 監査の結果

株式会社東急コミュニティーにおいて、監査対象とした公の施設である特定公共賃貸住宅及びファミリー住宅の適正かつ効率的な管理についての出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていると認められた。

株式会社東急コミュニティーは、区営住宅等の指定管理者として住宅使用料の債権管理に積極的に取り組んでおり、滞納件数、滞納額ともに減少していることを評価する。施設管理にあたっては、入居者が安心して暮らすことができるよう、担当所管部と連携して、引き続き適切な維持管理に努められたい。

